



茨城労働局発表
平成27年1月30日
14時解禁

職業安定部職業対策課
職業対策課長 綿引 基順
職業対策課長補佐 赤津 孝治
電話 029-224-6219

茨城県の外国人雇用届出状況 (平成26年10月末現在)

～外国人労働者数が21,585人(2.6%増)～

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ)の雇用管理の改善や再就職支援などを図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ又は離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

茨城労働局はこのほど、平成26年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 外国人労働者を雇用している県内事業所数は4,042事業所【全国9位】、前年同期と比較すると199事業所、5.2%の増加となった。また、県内の外国人労働者数は21,585人【全国8位】で、前年同期と比較すると542人、2.6%の増加となった(平成19年10月に届出が義務化されて以来、事業所数・労働者数ともに過去最高)。(図1、別表9)
- 国籍別外国人労働者数は、中国が最も多く7,120人で、外国人労働者全体の33.0%、次いでブラジル、フィリピンの順で、それぞれ3,571人(同16.5%)、3,422人(同15.9%)。(別表1、別表8)
- 在留資格別の外国人労働者数は、永住者や永住者を配偶者に持つ人等「身分に基づく在留資格」が最も多く10,414人(外国人労働者全体の48.2%)で、次いで技能実習生等の「技能実習」が7,222人(同33.5%)、技術や人文知識・国際業務等「専門・技術的分野の在留資格」が2,108人(同9.8%)。また前年同期比では「身分に基づく在留資格」が4.6%増と最も増加率が高く、次いで「専門・技術的分野の在留資格」が2.6%増加。(別表1、別表5、別表7、別表9)
- 地域別の外国人労働者数は、ハローワーク土浦管内の5,311人(県内全体の24.6%)が最も多く、次いでハローワーク常総管内の4,153人(同19.2%)、ハローワーク常陸鹿嶋管内の3,147人(同14.6%)。(別表2、別表5、別表6)

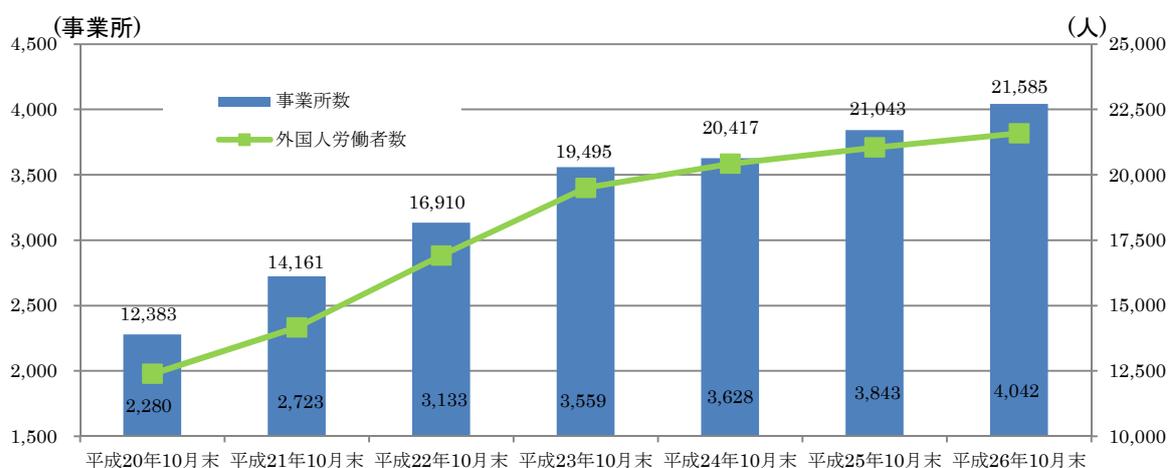
届出の状況

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成26年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は4,042か所であり、外国人労働者数は21,585人であった。【図1、別表2、別表9】

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は344か所、当該事業所で就労する外国人労働者は4,270人であり、それぞれ事業所全体の8.5%、外国人労働者全体の19.8%を占めている。【別表2、別表9】

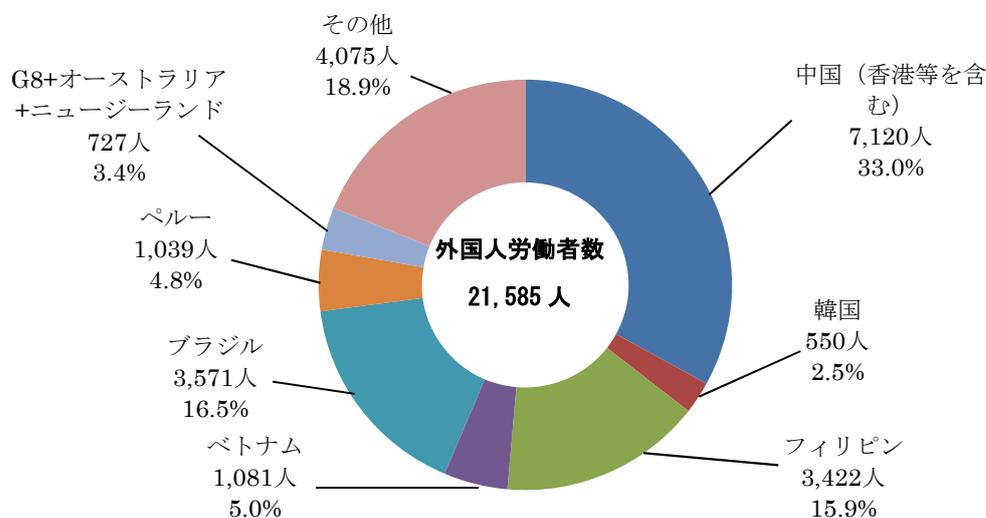
図1 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ）が外国人労働者数全体の33.0%を占め、次いで、ブラジルが16.5%、フィリピンが15.9%となっている。【図2、別表1】

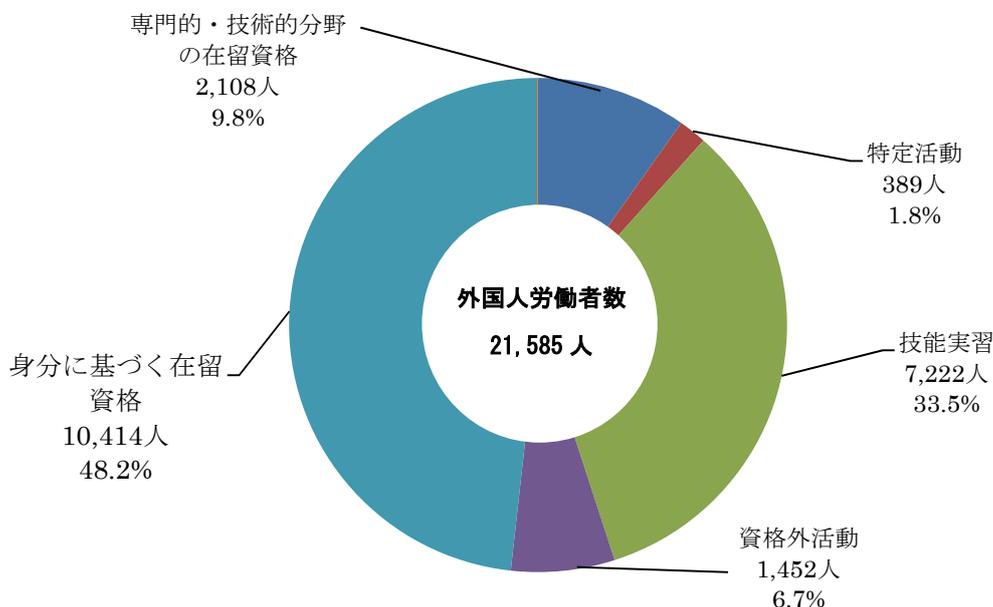
図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が外国人労働者全体の48.2%を占め、次いで、「技能実習」が33.5%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が9.8%となっている。【図3、別表1】

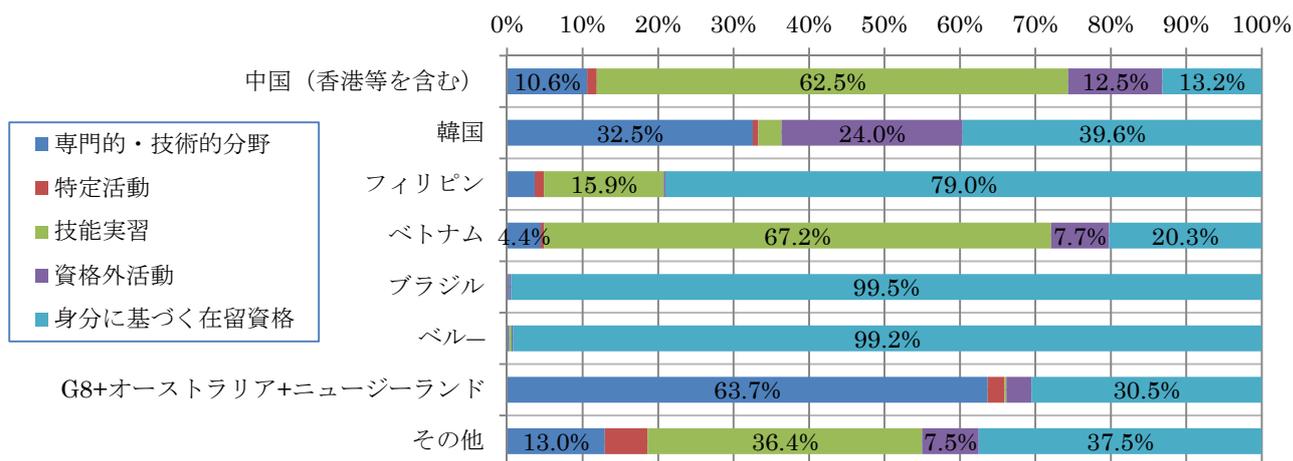
※「技能実習」7,222人は全国4位(上位都道府県は愛知、岐阜、広島)

図3-1 在留資格別外国人労働者数



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ブラジル及びペルーについては、「身分に基づく在留資格」がそれぞれ99.5%、99.2%を占めている。なお、当該資格のうち「定住者」については、ブラジル国籍者の42.7%、ペルー国籍者の38.8%を占めている。中国については、「技能実習」が62.5%、「身分に基づく在留資格」が13.2%、「資格外活動（留学等）」が12.5%となっている。【図3-2 別表1】

図3-2 国籍別・在留資格別外国人労働者割合



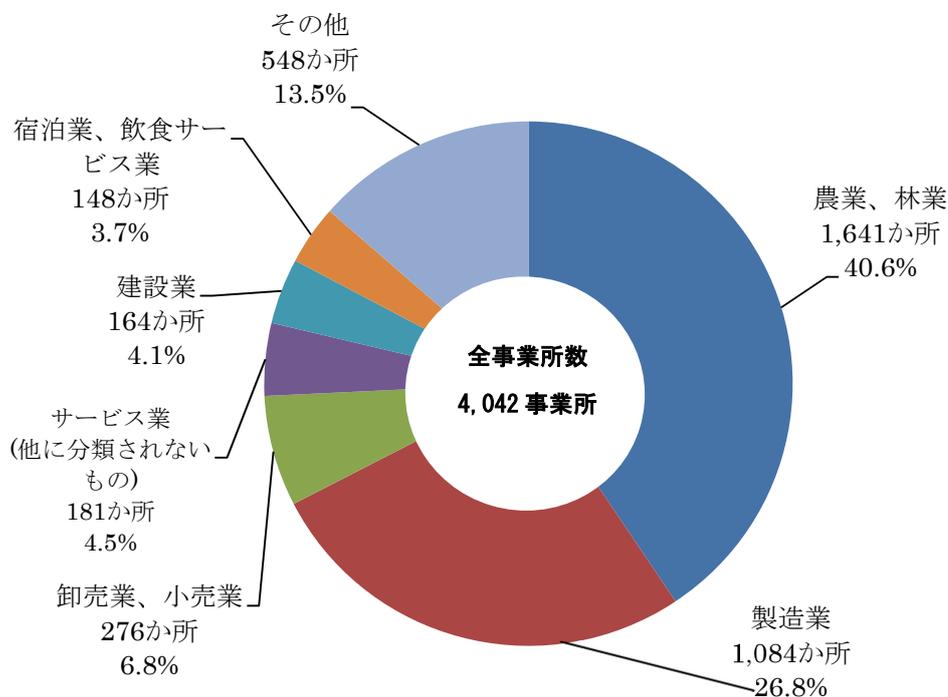
¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

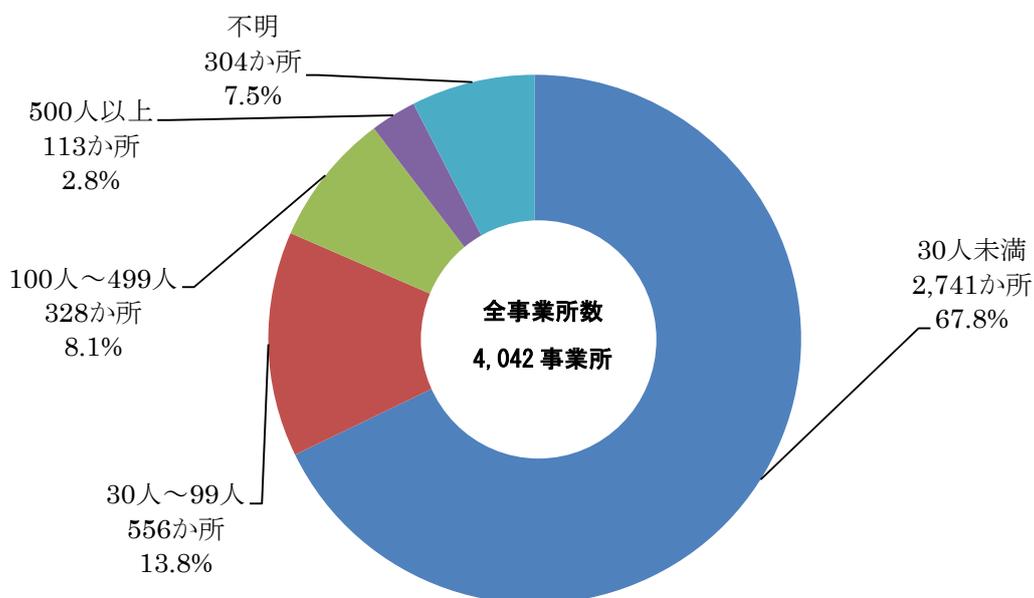
(1) 産業別にみると、「農業・林業」が40.6%を占め、次いで「製造業」が26.8%、「卸売業、小売業」が6.8%、「サービス業（他に分類されないもの）」³が4.5%となっている。【図4、別表3】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の67.8%を占める。【図5、別表4】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



³ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

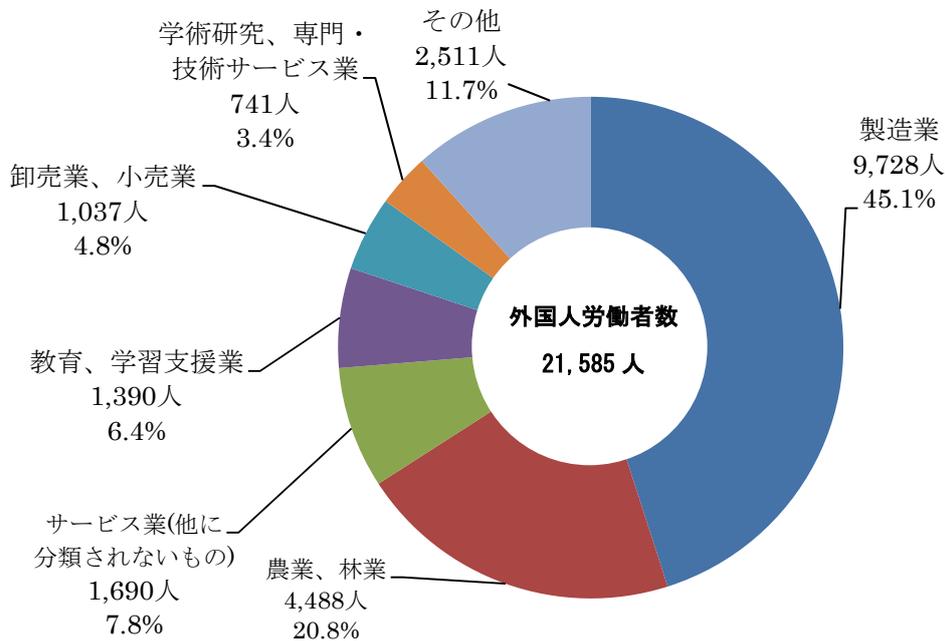
4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が45.1%を占め、次いで「農業」が20.8%、「サービス業(他に分類されないもの)」が7.8%、「教育、学習支援業」が6.4%、「卸売業、小売業」が4.8%となっている。【図6-1、別表3】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の20.3%にあたる1,970人、労働者派遣業を含む「サービス業(他に分類されないもの)」では、同77.6%にあたる1,690人となっている。【図6-2、別表3】

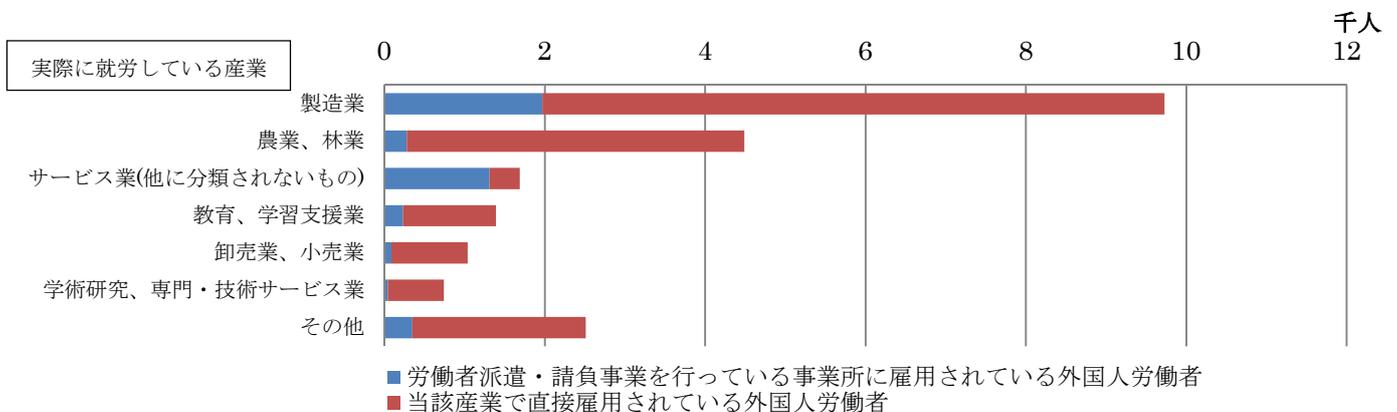
「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」と「生産用器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ30.5%(146人)、27.6%(391人)となっている。【別表3】

図6-1 産業別外国人労働者数



※「サービス業(他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

図6-2 雇用形態(派遣・請負、直接雇用)別 産業別 外国人の就労状況

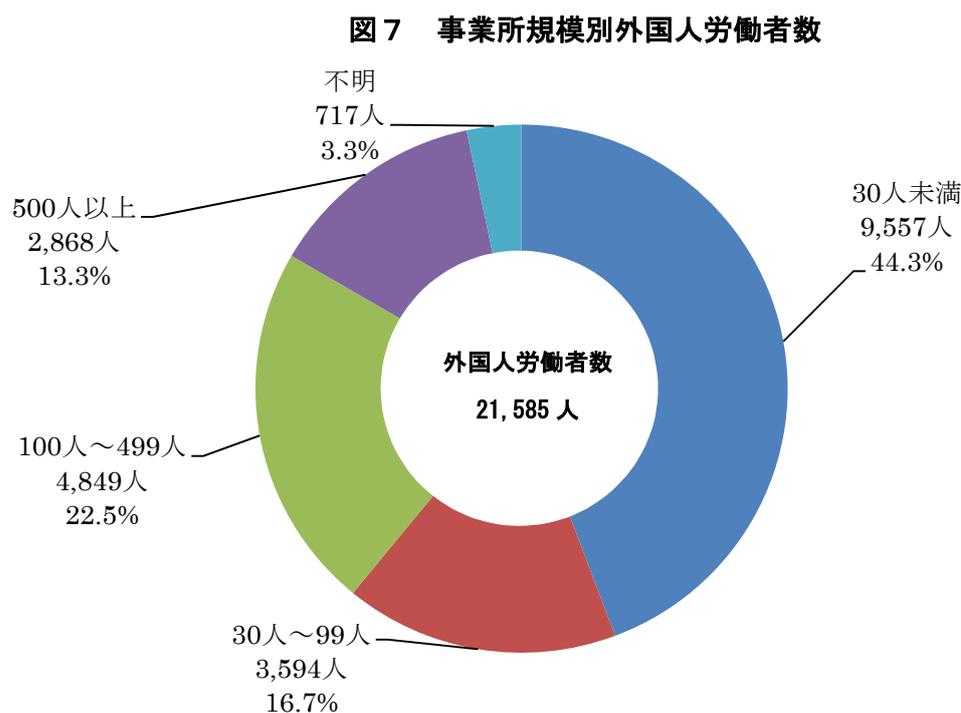


また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が27.7%、「教育、学習支援業」が18.7%となっている。「技能実習」については、「製造業」が37.2%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が59.2%、「サービス業（他に分類されないもの）」が14.4%となっている。【別表7】

さらに、国籍別・産業別にみると、「製造業」がブラジル（67.3%）、フィリピン（65.9%）、ペルー（58.9%）、ベトナム（46.3%）、と最も高い割合を占めており、「農業」では中国（40.7%）が最も高い割合を占めている。またG8等⁴及び韓国については、「教育、学習支援業」がそれぞれ53.8%、26.7%と最も高い割合を占めている。

また、国籍別に派遣・請負の構成比をみると、ブラジル（56.0%）、ペルー（37.1%）で派遣・請負の構成比が高く、労働者の多数を占めている。【別表8】

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の44.3%を占める。【図7、別表4】

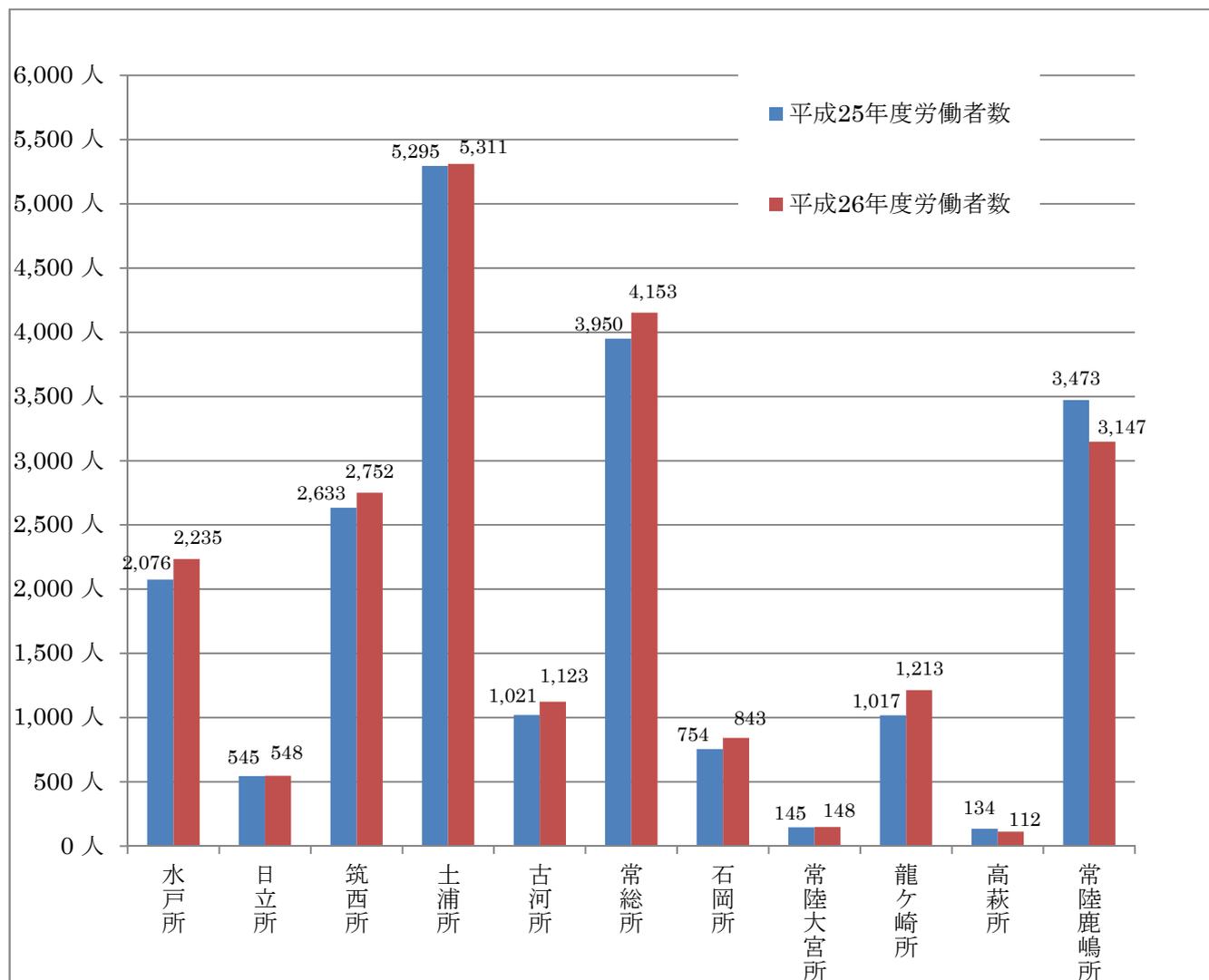


⁴G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

5 ハローワーク管内別の外国人労働者の就労実態

(1) ハローワーク管内別の外国人労働者は、土浦所管内が 5,311 人(県全体の 24.6%)と最も多く、次いで常総所管内の 4,153 人(同 19.2%)、常陸鹿嶋所管内の 3,147 人(同 14.6%)となっている。【図 8、別表 2】

図 8 ハローワーク管内別外国人労働者数



(2) ハローワーク管内別・在留資格別でみると、「身分に基づく在留資格」については常総所管内が3,195人と最も多く、県全体の30.7%を占めている。「技能実習」については常陸鹿嶋所管内が2,399人と最も多く、県全体の33.2%を占めており、「専門的・技術的分野」については土浦所管内が954人と最も多く、県全体の45.3%を占めている。【図9、別表5】

図9 ハローワーク管内別・在留資格別外国人労働者数

